

ルールを守って明るくきれいな選挙を実現しましょう

4月10日(日) 埼玉県議会議員一般選挙

4月24日(日) 行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙

の投票日です

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備えている方です。

○県議会議員選挙

日本国籍を有し、平成3年4月11日以前に生まれ、平成22年12月31日以前から引き続き行田市に住んでいて、行田市の選挙人名簿に登録されている方

※平成23年1月1日以降に県内の他の市町村へ転出した方(1回のみ)で、行田市の選挙人名簿に登録されている方は、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合に限り、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば、行田市で投票できます。

○市議会議員選挙・市長選挙

日本国籍を有し、平成3年4月25日以前に生まれ、平成23年1月16日以前から引き続き行田市に住んでいて、行田市の選挙人名簿に登録されている方

市内の投票所

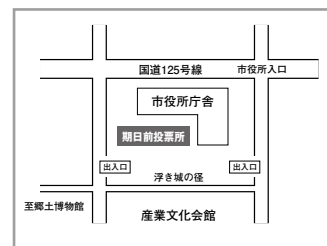
投票区	投票所	投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	商工センター	第11投票区	長野公民館	第21投票区	藤原町中央会館
第2投票区	中央小学校	第12投票区	桜ヶ丘小学校	第22投票区	太田公民館
第3投票区	持田公民館	第13投票区	星河公民館	第23投票区	地域文化センター
第4投票区	西小学校	第14投票区	谷郷小橋団地集会所	第24投票区	富士山農村センター
第5投票区	太井公民館	第15投票区	北小学校	第25投票区	埼玉公民館
第6投票区	泉小学校	第16投票区	星宮公民館	第26投票区	野文化センター
第7投票区	南小学校	第17投票区	北河原公民館	第27投票区	下忍公民館
第8投票区	佐間公民館	第18投票区	下中条農村センター	第28投票区	南河原公民館
第9投票区	婦人ホーム	第19投票区	須加公民館	第29投票区	犬塚集会所
第10投票区	東小学校	第20投票区	荒木公民館		

期日前投票

投票日に次のような理由がある方は、期日前投票所(市役所敷地内)で投票ができます。

- ・仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方
- ・レジャーなどのため、自分が住んでいる投票区の区域外に旅行、滞在する方
- ・病気、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な方
- ・市外の住所に居住している方(統一地方選挙の場合、投票できない場合があります)

※投票の際には、投票所に用意してあるカード(宣誓書兼請求書)に記載されている理由の中から、自分が該当するもの1つを選んで○印を付けていただきます。なお、入場券が手元に届いている場合は入場券(入場券がない場合は、身分証明書)をお持ちください。



《投票期間および投票時間》

○県議会議員選挙 4月2日(土)～9日(土)

○市議会議員選挙・市長選挙 4月18日(月)～23日(土)

いずれも午前8時30分～午後8時

こんな投票は無効です

せっかく投票しても、次のようなものは無効となりますので、ご注意ください。

- ・所定の用紙を用いない投票
- ・候補者でない者の氏名を書いた投票
- ・二人以上の候補者の氏名を書いた投票
- ・候補者の氏名のほかに余計なことを書いた投票
- ・自分で書かない投票
- ・誰の氏名を書いたか分からない投票
- ・白紙の投票
- ・単に雑事、記号、符号を書いた投票